

臨海小学校 P T A 個人情報取扱規則

平成 29 年 6 月 10 日

改正 令和 4 年 11 月 12 日

臨海小学校 PTA(以下、本会)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第 1 章 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報保護に努めるものとする。

第 2 章 管理責任者

本会における個人情報の管理責任者は、会長とする。

第 3 章 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、会長が任命したものとする。会長は、取扱内容の特性上、できる限り最小限の人数を任命するものとする。

第 4 章 収集方法

個人情報の収集方法は、収集時に会員に伝達するものとする。

第 5 章 利用目的

個人情報の利用目的は、PTA 活動に関するものに限定する。目的外の利用は行わない。

第 6 章 利用の同意

会員本人へ収集方法、利用目的の説明を行い、同意を受けた個人情報を本会で管理するものとする。

第 7 章 管理方法

個人情報は、管理責任者及び取扱者が、安全かつ適正に管理する。不要になった個人情報は、速やかに廃棄する。会員より管理方法の詳細について

照会を受けた際は速やかに回答する。

第8章 第三者への提供の制限

次にあげる場合を除き、あらかじめ本人に同意をえずに第三者に情報を伝えない。

- (1)法令対応(警察への協力等)
- (2)災害対応(本人の同意を取得することが困難な場合等)

第9章 開示等

会員本人より個人情報の開示、訂正、削除を求められた場合は速やかに対応する。個人情報の漏えい、紛失が発生した際は、速やかに本人に通知の上、公表する。

補足事項

◎平成29年5月30日より、個人情報保護法が改正され、PTAでも適用。これに伴い臨海小PTA個人情報取扱規則を定め、HPに掲載する。

◎個人情報取り扱い規則への記載事項以外のローカルルール

PTAの特定グループ(※)内で、グループに所属する全員が同意した場合は、連絡をとりあう際に必要な個人情報(メールアドレス・電話番号)の共有を可とする。その際、各グループ責任のもと、個人情報の取り扱いを行うものとする。

※特定グループの例

『本部役員』

『本部役員(学級代表窓口)と学級代表』

『本部役員(委員窓口)と委員代表』

『本部役員(スポーツ部窓口)とスポーツ部代表』

『学級代表』

『各委員(文化・広報・校外)』

『各スポーツ部(バレー・バトミントン・フットサル・ソフト・卓球)・同好会(軟式野球)』

◎個人情報適用に伴い注意する点

・ 「学校」「上記特定グループ」「個人」が取得した個人情報を本人の同意

なく P T A で使用するのとは不可

・ P T A で取得した個人情報を本人の同意なく「学校」「上記特定グループ」「個人」に提供するのは不可

◎本会における個人情報の安全な管理方法

- 個人情報を含む電子ファイルはパスワードをかけて管理。
- 個人情報を含む電子ファイルを取り扱うパソコンには、ウイルスソフトをインストール。